

# 市営住宅入居申込（継続）受付書 兼 申込（継続）受付時の注意事項確認書

## <市営住宅入居申込（継続）受付書>



左の受付日付印のとおり、市営住宅入居申込（継続）を受付しました。  
※なお、入居申込書の有効期限は左の受付日から1年間です。

市営.....住宅申込

土浦市建設部住宅営繕課 住宅係  
電話（029）826-1111

（.....住宅に変更届出：.....年.....月.....日） ←ご自分でメモしてください。

## <申込（継続）受付時の注意事項確認書>

### 入居申込（継続）受付時の注意事項

- （1）ペットの飼育は禁止しています。入居の前に、他の方にお譲り下さい。
- （2）空家が用意できるまでは、原則として住宅営繕課から通知や連絡をすることはありません。
- （3）空家待ちの間に、申込書の記載事項（住所・電話番号・申込世帯構成など）に変更があった場合または入居申込を取下げる場合は、当課まで連絡の上、市営住宅入居申込変更届または市営住宅入居申込取下届を提出してください。  
なお、変更届出に際しては、当該変更事項を証明する書類の添付が必要になる場合があります。また、入居申込資格を失う変更は受付できませんので、その場合は変更届に替えて取下届を提出してください。
- （4）空家が用意できましたら、入居手続きをしていただきますよう通知いたします。案内通知が届きましたら、おおむね1週間後までの間に当課までご連絡ください。下見の日程等についてご説明します。
- （5）下見を終え、入居を希望される場合は、下見の日からおおむね2週間以内に、連帯保証人とともに連署する誓約書及び連帯保証人の保証能力を審査するための書類等を提出していただきます。その際、入居申込資格の再審査等のため、収入に関する書類等有効期限のある書類の最新版への差替えや、その他必要な書類を再提出していただく場合があります。  
なお、この入居手続きについては、下見後に詳細をご説明します。
- （6）入居申込書の有効期限（1年間）までに入居手続きの案内通知が届かない場合は、当課まで連絡の上、再度の入居申込による継続手続きを行ってください。  
継続手続きは、有効期限のひと月前から受付をいたします。有効期限内に継続手続きをすることによって、申込受付登録を維持いたします。  
また、期限までに継続手続きをされない場合は、入居申込書の有効期限切れをもって申込を取下げたものとし、当該申込書類は処分します。入居申込資格を失っている場合は、継続手続きに替えて取下届を提出してください。
- （7）入居後、入居資格を失った場合は、住宅を明け渡していただきます。

### 受付時の注意事項の確認

土浦市長 殿

上記の注意事項について確認し、了承いたしました。

申込者（申込者代理人）氏名

印